



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年5月1日金曜日 第707号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市計画課）… 265

告 示

- 落札者等の告示（2件）……………（財政課、原子力安全対策課）… 265
- 特別保護地区の指定案の縦覧（2件）……………（自然保護課）… 266
- 特別保護地区の指定に関する公聴会の開催（2件）……………（ ）… 266
- クリーニング業法による研修の指定……………（業務衛生課）… 267
- クリーニング業法による講習の指定……………（ ）… 267
- 土地改良区役員の就退任の届出（3件）……………（中予地方局農村整備第一課）… 267
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 269

人事委員会規則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局）… 269

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第29号

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>別表第3（第19条、第28条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課内</td> </tr> <tr> <td>2～11 省略</td> </tr> </table>	1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課内	2～11 省略	<p>別表第3（第19条、第28条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課内</td> </tr> <tr> <td>2～11 省略</td> </tr> </table>	1 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課内	2～11 省略
1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課内					
2～11 省略					
1 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課内					
2～11 省略					

附 則

この規則は、令和8年5月25日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第394号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年5月1日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県成果重視型政策立案プラットフォーム運用保守業務	愛媛県総務部行財政推進局財政課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年4月1日	株式会社WiseVine 松山市湊町四丁目11-4 A-ONEビル3F	49,500,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第395号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年5月1日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
原子力防災ドローンオペレーション強化事業に係るシステム関係の維持管理業務一式	愛媛県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年3月31日	株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	42,130,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第396号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び中予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央駐在において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

令和8年5月1日

愛媛県知事 中村時広

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

奥之院鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

奥之院鳥獣保護区のうち新宮ダムえん堤西端を起点とし、ここから同区界をほぼ南西に進み、旧伊予三島市と旧新宮村との境界に至り、ここから更に同区界を北に進み、銅山川を渡り、同川左岸に至る。ここから同岸を下流に進み、同えん堤東端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日

(4) 保護に関する指針の案

奥之院鳥獣保護区のうち、特に良好な鳥獣の生息地となっている新宮ダム貯水池水面及び天然林が残る河畔林を特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課
中予地方局森林林業課四国中央駐在

法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

令和8年5月1日

愛媛県知事 中村時広

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

岩屋寺鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

岩屋寺鳥獣保護区の区域のうち、上浮穴郡久万高原町直瀬乙1662番5及び同町直瀬乙1662番6並びに同町七鳥1286番、同町七鳥1442番、同町七鳥1443番、同町七鳥1444番、同町七鳥1466番及び同町七鳥1471番の岩屋寺の所有地の区域一円

(3) 存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日

(4) 保護に関する指針の案

岩屋寺鳥獣保護区のうち、岩屋寺周辺の特に良好な生息環境となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課
中予地方局久万高原森林林業課

○愛媛県告示第398号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和8年5月1日

○愛媛県告示第397号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 令和8年5月26日(火) 14時
- 2 場所 四国中央市新宮町新宮482番地
四国中央市新宮公民館 2階視聴覚室
- 3 案件 次の特別保護地区の指定
 - (1) 名称 奥之院鳥獣保護区特別保護地区
 - (2) 区域 奥之院鳥獣保護区のうち新宮ダムえん堤西端を起点とし、ここから同区界をほぼ南西に進み、旧伊予三島市と旧新宮村との境界に至り、ここから更に同区界を北に進み、銅山川を渡り、同川左岸に至る。ここから同岸を下流に進み、同えん堤東端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域
 - (3) 存続期間 令和8年11月1日から
令和18年10月31日まで
- 4 その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。
東予地方局森林林業課四国中央駐在
(電話 0898-23-2393)

○愛媛県告示第399号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和8年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 令和8年6月5日(金) 14時
- 2 場所 上浮穴郡久万高原町久万188
久万町民館 2階ホール
- 3 案件 次の特別保護地区の指定
 - (1) 名称 岩屋寺鳥獣保護区特別保護地区
 - (2) 区域 岩屋寺鳥獣保護区の区域のうち、上浮穴郡久万高原町直瀬乙1662番5及び同町直瀬乙1662番6並びに同町七鳥1286番、同町七鳥1442番、同町七鳥1443番、同町七鳥1444番、同町七鳥1466番及び同町七鳥1471番の岩屋寺の所有地の区域一円
 - (3) 存続期間 令和8年11月1日から
令和18年10月31日まで
- 4 その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。
中予地方局久万高原森林林業課
(電話 0898-21-1265)

○愛媛県告示第400号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

令和8年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 研修の名称
クリーニング師研修
- 2 主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 田中 秀樹
- 3 デジタル技術を活用して行う研修の受講期間及び受講料

- (1) 受講期間
令和8年5月1日(金)から令和9年3月31日(水)まで
- (2) 受講料
5,000円(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2第8項の特別管理産業廃棄物管理責任者(以下「特別管理産業廃棄物管理責任者」という。)の資格を取得するための科目を受講する場合にあっては、8,000円)
- 4 その他
特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するための科目を受講した場合は、クリーニング所における特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得することができる。

○愛媛県告示第401号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

令和8年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 研修の名称
クリーニング業務従事者講習
- 2 主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 田中 秀樹
- 3 デジタル技術を活用して行う講習の受講期間及び受講料
 - (1) 受講期間
令和8年5月1日(金)から令和9年3月31日(水)まで
 - (2) 受講料
4,500円

○愛媛県告示第402号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年5月1日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門 屋 誠	松山市吉藤1丁目3-16
〃	芳 野 泰 博	松山市吉藤5丁目4-12
〃	野 本 勝 幸	松山市吉藤5丁目21-17
〃	野 本 浩 治	松山市吉藤4丁目5-7
〃	白 石 信 昭	松山市吉藤5丁目1233
〃	藤 野 忠 政	松山市吉藤5丁目1026
〃	門 屋 藏	松山市吉藤2丁目18-15
〃	能 田 潤 一	松山市吉藤5丁目1131-2
〃	玉 井 圭 一	松山市吉藤5丁目12-6
〃	田 房 一 泰	松山市吉藤4丁目10-7-1
〃	玉 井 真 樹	松山市吉藤5丁目9-15
〃	森 和 範	松山市吉藤5丁目18-21
〃	野 本 恭 志	松山市吉藤5丁目20-46
〃	野 本 正 宗	松山市吉藤5丁目1572-1

〃	田 房 昭 男	松山市吉藤5丁目1-12
〃	吉 川 庄 一	松山市吉藤2丁目5-24
監 事	野 本 敏 武	松山市吉藤5丁目1563
〃	白 石 信 悟	松山市吉藤5丁目1234
〃	門 田 喜美広	松山市吉藤4丁目3-26

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 本 敏 武	松山市吉藤5丁目1563
〃	白 石 信 悟	松山市吉藤5丁目1234
〃	玉 井 圭 一	松山市吉藤5丁目12-6
〃	田 房 一 泰	松山市吉藤4丁目10-7-1
〃	能 田 潤 一	松山市吉藤5丁目1131-2
〃	芳 野 泰 博	松山市吉藤5丁目4-12
〃	門 屋 誠	松山市吉藤1丁目3-16
〃	白 石 文 雄	松山市吉藤5丁目1274
〃	野 本 幸 治	松山市吉藤5丁目20-73
〃	玉 井 真 樹	松山市吉藤5丁目9-15
〃	松 岡 博 典	松山市吉藤1丁目3-14
〃	二 神 政 志	松山市吉藤5丁目11-1
〃	野 本 勝 幸	松山市吉藤5丁目21-17
〃	藤 村 勝 彦	松山市吉藤2丁目13-11
〃	門 屋 桂	松山市吉藤5丁目22-38
〃	田 房 憲	松山市吉藤5丁目10-30
〃	白 石 正 彦	松山市吉藤4丁目5-59
監 事	野 本 恭 志	松山市吉藤5丁目20-46
〃	白 石 信 昭	松山市吉藤5丁目1233
〃	門 田 喜美広	松山市吉藤4丁目3-26

○愛媛県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年5月1日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 郷 常 男	松山市東石井4丁目10-30
〃	野 間 恒 文	松山市東石井3丁目8-5
〃	野 間 豊	松山市東石井4丁目14-15
〃	岡 田 堅	松山市東石井4丁目13-8
〃	明 知 堂 博	松山市東石井5丁目4-7
監 事	宮 内 康 夫	松山市東石井5丁目2-13
〃	宮 内 三 郎	松山市東石井6丁目11-31

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 内 康 夫	松山市東石井5丁目2-13
〃	本 郷 常 男	松山市東石井4丁目10-30
〃	野 間 豊	松山市東石井4丁目14-15

〃	岡 田 堅	松山市東石井4丁目13-8
〃	野 間 恒 文	松山市東石井3丁目8-5
〃	明 知 堂 博	松山市東石井5丁目4-7
〃	明 智 直 人	松山市東石井5丁目5-2
監 事	野 間 厚	松山市東石井6丁目12-5
〃	宮 内 三 郎	松山市東石井6丁目11-31

○愛媛県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、松山市坂本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年5月1日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	尾 崎 正 夫	松山市浄瑠璃町111-2
〃	北 住 健 二	松山市窪野町577
〃	相 原 輝 久	松山市久谷町627
〃	井 口 清 尊	松山市浄瑠璃町1013
〃	高 下 花 光	松山市窪野町甲210
〃	杵 田 歩	松山市窪野町乙4-9
〃	相 原 郁 夫	松山市浄瑠璃町867
〃	光 田 和 弘	松山市久谷町395-1
〃	川 上 昌 香	松山市久谷町1861
監 事	相 原 実	松山市浄瑠璃町818
〃	大 野 辰 昭	松山市窪野町2139
〃	山 下 純 子	松山市久谷町甲20-5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	尾 崎 正 夫	松山市浄瑠璃町111-2
〃	北 住 健 二	松山市窪野町577
〃	北 野 順 三	松山市久谷町甲1684-3
〃	相 原 和 人	松山市浄瑠璃町823
〃	高 下 花 光	松山市窪野町甲210
〃	濱 野 康 雄	松山市窪野町14-3
〃	新 崎 和 人	松山市久谷町2662
〃	原 順 二	松山市浄瑠璃町甲491-3
〃	光 田 和 弘	松山市久谷町395-1
監 事	相 原 輝 久	松山市久谷町627
〃	相 原 慶 之	松山市窪野町2061
〃	竹 中 正 一	松山市浄瑠璃町976-4

○愛媛県告示第405号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年5月1日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
8中局建（開）第3号 令和8年4月21日	伊予市宮下字燈畑939番1	松山市市坪北一丁目2番23号 レリーオンバレーⅡB202号 水 木 倍 達

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13—197

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13—16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
機 関	職	機 関	職
省略		省略	
知事部局	本庁 部長 営業本部長 防災安全統括部長 デジタル変革担当部長 人口減少対策統括部長 <u>Velo-city推進統括監 理事 局長 部付</u> <u>（Velo-city2027Ehimeの推進を担当するもの及び農林水産部に属するものに限る。）</u> 営業副本部長 医療政策監 技術監 営業本部長 マネージャー 建築審査専門監 <u>危機管理監</u> 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 水資源・ダム政策監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 政策マネジメント推進幹 所長 主幹 <u>営業主幹 えひめ野球文化推進マネージャー 副主幹</u> （広報広聴課に属するものに限る。） 専門員（秘書課及び財政課に属するもの、人事及び給与の企画を専門事項とするもの並びに人事係、組織定員係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 福利健康係長 共済・年金係長 報道係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、 <u>調整管理係に属するものを除く。</u> ）、予算、庁舎管理、人事及び給与の企画、庁内業務改革の推進、広報プロモーション、広聴並びに行幸啓報道を担当するもの並びに人事係及び福利健康係が所掌	知事部局	本庁 部長 営業本部長 防災安全統括部長 デジタル変革担当部長 人口減少対策統括部長 <u>理事 局長</u> 営業副本部長 医療政策監 技術監 営業本部長 マネージャー 建築審査専門監 <u>えひめ野球文化推進監 文化振興推進監 危機管理監</u> 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 水資源・ダム政策監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 政策マネジメント推進幹 所長 主幹 <u>営業主幹</u> 副主幹（広報広聴課に属するものに限る。） 専門員（秘書課及び財政課に属するもの、人事及び給与の企画を専門事項とするもの並びに人事係、組織定員係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 福利健康係長 共済・年金係長 報道係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、 <u>官民共創推進室及び調整管理係に属するものを除く。</u> ）、予算、庁舎管理、人事及び給与の企画、庁内業務改革の推進、広報プロモーション、広聴並びに行幸啓報道を担当するもの並びに人事係、福利健康係及び法令係が所掌

		する事務の一部を管理するものに限る。)主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画を担当するものに限る。)主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画を担当するものに限る。)			する事務の一部を管理するものに限る。)主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画を担当するものに限る。)主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画を担当するものに限る。)
出 先 機 関	省略		出 先 機 関	省略	
	歴史文化博物館	館長 課長 学芸主幹		歴史文化博物館	館長 課長
	省略			省略	
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。